



令和8年度 長岡京市文化奨励事業補助金募集要項

～「長岡京芸術劇場」事業～

■事業の目的

文化芸術によって心豊かな暮らしを送っていただけるように、市民のみなさんに広く公開され、かつ市民の自主的な文化・芸術活動等に対して補助を行います。

■申請書の提出期間

令和8年4月1日(水)～4月30日(木)(4月30日消印有効)

■補助対象となる事業

令和8年4月1日から翌年3月20日までの間に、市内で開催され、広く市民が文化・芸術に接する機会を提供する事業であること。

ただし、申請は当該年度において1団体につき1回に限るものとする。

※インターネット配信事業は事業完了日までにコンテンツの公開が完了しない場合は対象外です。

① 高い芸術性を持った優れた事業

…本物の文化芸術の発表に努めるもの。

② 文化芸術の伝承に係る事業

…学校や施設などへ出向き、初心者への指導など技術の伝承や啓発に努めるもの。

③ その他文化芸術を推進する意義のある適切なもの

…文化芸術の公演・展覧会・インターネット配信や、文化財の伝承及び記録事業など。

※インターネット配信事業については、発信の元となる実体の文化事業が長岡京市内で実施される場合に限ります。(配信内容の収録や制作等を長岡京市外で行う事業は対象外です。)



■事業の条件

- ①団体の構成員が自ら出演もしくは出展し、広く市民に文化・芸術を鑑賞する機会を提供する事業。
- ②文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、伝統芸能等、文化芸術基本法(平成29年法律第73号)第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の推進に資するもの。
- ③関係法令等に適合する事業であること。
- ④宗教的、政治的内容または営利、宣伝を目的としたものでないこと。
- ⑤成果の発表の内容が教室などの発表会の域にとどまる事業でないこと。

※インターネット配信事業は下記2つの条件を満たす事業

- ・申請団体名義の YouTube 等により配信を行うものであること。
- ・未発表の動画であること。

■対象となる団体の条件

- ①市内で活動している団体、サークル等で、代表者の住所又は事務所が市内にあること
(学校又は各種学校に所属する団体等を除く。)
- ②当該事業に関わる活動実績があり、構成員の人数が2人以上であること。
- ③必ず市民が加入し、事務所か代表の所在地が市内であること。
- ④市から他の助成を受けていないこと。
- ⑤団体として5年以上の活動実績があること。
- ⑥申請事業と同規模の事業を実施した実績があり、団体等の収支について、予算書・決算書が作成されていること。

■補助対象経費 ※消費税は対象経費に含みます。(振込手数料は対象外)

・施設使用料、技術料、付属設備使用料

いずれも事業開催当日又は動画撮影当日に使用した市内の施設に支払ったものに限る。

開催日数が6日を超える場合における使用料は、開催開始日から起算して6日以内とする。

※技術料は、舞台、音響、照明、ピアノ調律などで、会場となる施設を通して発注するもの

※付属設備使用料は、会場に付属する音響・照明機器や舞台用備品、展示用備品等の使用料で、いずれの経費も会場となる施設に支払うもの

※インターネット配信の場合は

- ・賃借料 動画の撮影に必要な機材の賃借料
- ・委託費 動画の撮影、配信、編集等にかかる委託費

構成員への支払いは不可とし、ホームページの制作など、当該事業の動画制作や配信に関係ないものは対象外とする。

注)補助対象経費のうち、社会通念上、補助することが適当と認められない経費については対象経費としません。補助対象経費に該当するかは、事業報告時提出の領収書等で確認します。

●領収書等で確認する事項

①支払者(補助申請者と同一名義に限る)、②発行者、③発行日、④内容(単価、個数など)、⑤金額
※領収書で上記①～⑤が確認できない場合は、領収書に加えて、納品書、明細書等の確認書類を提出してください。交付決定日以前の日付のものは対象外となります。(前払いの施設使用料は除く)

■補助金額

補助率	補助限度額
対象経費の 1/2以内	・構成員が9人以下の場合:1人あたり5万円 ・構成員が10人以上の場合:50万円 (千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

※申請された額が予算額を上回る場合は、減額される場合があります。

■事業実施にあたって

・補助金の交付決定通知書を受けた団体は、開催にあたっての広報物や動画に「長岡京芸術劇場ロゴマーク」(右記のいずれか)及び「長岡京市文化奨励補助金事業」の文言を挿入していただきます。「長岡京芸術劇場ロゴマーク」のロゴデータは交付が決定したら、申請の際、提出いただいたメールアドレスにお送りします。



・インターネット上での配信事業の場合、少なくとも2週間以上前に実施日時を確定し、周知に努めてください。動画配信の場合は、1ヵ月以上一般公開してください。ライブ配信の場合、ライブ後のアーカイブ配信を検討してください。また、事業実施者以外が著作権を持つ音楽等の権利処理については、事業実施者の責任・費用負担において適正な処理をお願いします。事前にYouTubeやJASRAC等の著作権ルールをご確認ください。

※補助金の趣旨に沿っていない場合、条件を満たしていない場合は、交付を取り消すことがあります。

■申請から交付までの流れ

※同一人が複数申請を行い、または別に申請を行う団体の一員となることはできません。

①交付申請 (4月1日～4月30日まで)

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・実施計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・団体等構成員表(様式第4号)
- ・団体の規約とこれまでの事業に係る公演・展覧会のチラシ等
- ・口座振込依頼書と口座(振込先)が確認できるもの

申請様式はホームページからもダウンロードできます。



②審査、交付決定(市)

申請受付期間終了後、内容を審査し、問題なければ1週間程度で交付決定通知書を送付予定(5月中旬頃予定)。長岡京市ホームページ内の「ようこそ！長岡京芸術劇場へ」にて事業日時や動画の配信先のURLを紹介します。市ホームページでの動画の配信は行いません。

③事業実施

申請後、事業計画(実施日時、開催場所等)に変更が生じた場合、「長岡京市文化奨励事業補助事業計画変更承認申請書」(様式第7号)の提出が必要です。速やかにご連絡ください。

④事業報告(事業完了から30日以内または3月31日のいずれか早い日)

- ・事業終了報告書(様式第8号)
- ・事業実績報告書(様式第9号)
- ・収支決算書(様式第10号)
- ・領収書の写し
- ・実施状況の写真、作成したチラシ、制作した動画のDVD等、事業の成果を確認できるもの

⑤確認・交付確定(市)

報告書を審査し、補助金確定通知書を送付

⑥請求

- ・交付請求書(様式第12号)
- ・確定通知書の写し

⑦振込(市)

請求書の受理後、原則1ヵ月程度で指定口座へ振り込みます。

補助金の対象になるか…などご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ・申請先】

〒617-8501(住所記載不要)
長岡京市教育委員会 教育部
文化・スポーツ振興課 文化振興係
(長岡京市役所 本庁舎7階)
電話:075-955-9734(直通)
(平日 8:30~17:00)
メールアドレス

bunka-sports@city.nagaokakyo.lg.jp